

調整給付金



定額減税しきれない方への給付金

不足額給付分のご案内

●「調整給付金（不足額給付分）」とは

調整給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人市民税県民税（以下、住民税といいます。）において定額減税しきれない方へ、減税しきれない分を支給するものです。

このご案内は、税制度上、扶養親族の対象外であり、本人及び扶養親族等として定額減税及び調整給付金（当初給付分）（以下、当初調整給付金といいます。）の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主（または世帯員）にも該当しなかった方に対し、原則4万円を支給するものです。

注：低所得世帯向け給付とは、令和5年度の個人住民税非課税世帯（または均等割のみ課税世帯）への給付（7万円／10万円）。または、令和6年度新たな非課税化世帯（または新たな均等割のみ課税化世帯）への給付（10万円）のことでです。

● 支給対象者

令和7年1月1日時点で長岡市にお住まいの方で、次の1から3のすべての要件を満たす方。

1. 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること（本人として定額減税の対象外であること）
2. 税制度上、「扶養親族」対象外（事業専従者（青色・白色）、合計所得金額48万円超のいずれか）であること（扶養親族等として、定額減税の対象外であること）
3. 低所得世帯向け給付の対象世帯主または世帯員に該当していないこと

ただし、納税義務者本人の令和6年分所得税及び令和6年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

対象となる条件のイメージ(例)

下記の項目すべてに該当する方が対象と見込まれます。

本人として、定額減税や調整給付の対象でない



- ・令和6年分所得税額がゼロ
- ・令和5年所得から推計した令和6年分推計所得税額がゼロ
- ・令和6年度個人住民税所得割額がゼロ

税制度上、扶養親族の対象外
(扶養親族としても定額減税や調整給付の対象外)



- 令和6年度(令和5年分)住民税及び令和6年分所得税において
- ・事業専従者(青色・白色)である
- ・合計所得金額が48万円超である

低所得世帯向け給付の対象外



- ・世帯内に個人住民税所得割が課税されている方がいる
- ・世帯の全員が個人住民税課税者に扶養されている

※必要な手続き等が完了する前に対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。



振り込め詐欺 や 個人情報の詐取 にご注意ください！

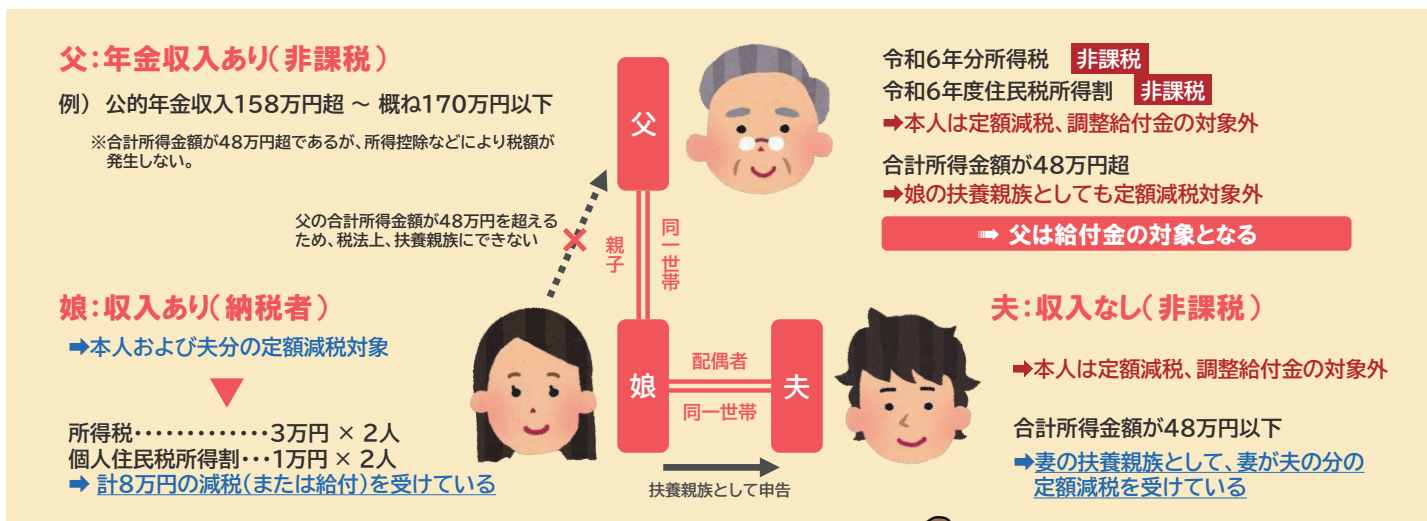
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。



● 支給金額(モデルケース)

原則4万円 (ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等、課税状況によって、支給額が3万円から1万円となる場合があります。)

<例> 合計所得金額が48万円超であり、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割額がゼロの場合



この場合「父」は、物価高騰対策として実施された「定額減税」「減税を補足する給付金(当初調整給付金)」「低所得世帯向け給付金」のいずれの対象にもなりえなかったため、給付金4万円の支給対象となる。



ホームページではこの他にもモデルケースを紹介中! チラシ右下の二次元コードからぜひチェックしてみてください。

● 手続き方法

同封されている「調整給付金(不足額給付分)支給要件確認書」に必要事項を記入し、必要書類と併せて返送してください。

提出期限: 令和7年10月31日(金) 当日消印有効

※原則、書類の不備等があり返送した場合についても、期限内に再提出が必要です。
※オンライン申請の場合は、期限までに送信を完了してください。

支給時期: 市が確認書を受理してから概ね4週間後

注意事項: 不備があると給付金を受け取れませんので、「記入例」等をよくご確認ください、記入内容や添付書類に不備がないようにお願いします。

オススメ: 記入後の「調整給付金支給要件確認書」を、コピーまたはスマホ等で撮影しておくことをオススメします!
※支給金額や指定した振込口座を手続き後に確認したい場合に役立ちます。

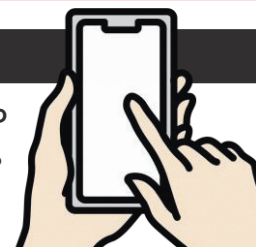
調整給付金支給要件確認書

スマートフォンやPCから、オンラインで手続きできます!

調整給付金支給要件確認書に記載されている二次元コードを読み込み、スマートフォンやPCから手続きできます。口座確認書類等の必要書類は、カメラで撮影し、添付できます。



オンラインで手続きをする場合は、お送りした「支給要件確認書」等(書類)の提出は不要です。
※オンライン申請に係る通信料は申請者様の負担となります。



● お問い合わせ先

長岡市給付金専用コールセンター

【受付時間】8:30~17:15 (平日のみ)



0258-39-2347



本給付金の対象となる方に、税制上の扶養親族がいる場合であっても、支給額は原則一律4万円となります。本給付金においては扶養親族分の加算はありませんので、あらかじめご了承ください。

不足額給付金について
(長岡市HP)

英語(えいご)・中国語(ちゅうごくご)・やさしい日本語(にほんご)のチラシを見(み)たい人(ひと)は、上(うえ)の二次元(にじげん)コードから長岡市(ながおかし)のホームページを見(み)てください。

For multilingual information (in Chinese, English, and easy Japanese), you can check the Nagaoka City website on the right.
如果您想查看外语资料, 请扫描此二维码访问长冈市官方网站。